この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「CDR（Child Death Review ：こどもの死亡検証）の制度のあり方に関する検討会 」（https://www.cfa.go.jp/councils/cdr-seidonoarikata/b438d238）からご覧いただけます。

第３回 CDR（Child Death Review:こどもの死亡検証）の制度のあり方に関する検討会

令和８年１月 28 日（水）10 時～12 時
こども家庭庁　14 階共用中会議室
（オンライン併用）

開　会

○山縣座長　定刻になりましたので、ただいまより「第３回 CDR の制度のあり方に関する検討会」を開催いたします。構成員の皆様方におかれましては、御多忙のところ御参加いただきありがとうございます。

本日はこども家庭庁にて、現地での参加とウェブ会議のハイブリッド型で開催いたします。

次に会の運営に関しまして、留意事項と本日の委員の出席状況の報告を事務局からお願いします。

○石丸推進官　事務局でございます。本日の検討会は傍聴希望者向けに YouTube においてライブ配信をしておりますが、録音録画は禁止をさせていただきますので、傍聴されている方には遵守をいただきますようお願いいたします。

また、資料につきましても原則公開とさせていただいております。

次に本日の委員の出欠状況を御報告させていただきます。本日、三平構成員、川松構成員、山中構成員はオンラインで御参加をいただいております。友岡構成員は御都合により御欠席との御連絡をいただいてございます。

本日、オンラインで御参加をいただいている構成員の皆様は、御発言のとき以外はマイクをミュートにしていただきますようお願いいたします。御発言の際はズームサービス内の手を挙げるボタンをクリックしていただき、座長の指名を受けた後に御発言をいただくようお願いいたします。

○山縣座長　それでは次に、本日の議論の流れの説明を事務局よりお願いします。

○石丸推進官　本日は「遺族からの同意取得のあり方について」、「遺族に対するグリーフケアについて」、事務局より御説明をさせていただければと思います。

なお、会議冒頭のカメラ撮りはここまでとさせていただきますので、プレスの皆様にお

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「CDR（Child Death Review ：こどもの死亡検証）の制度のあり方に関する検討会 」（https://www.cfa.go.jp/councils/cdr-seidonoarikata/b438d238）からご覧いただけます。

かれましては御退出をお願いできればと思います。

議　事

１．CDR の実施に当たっての主な論点について

○山縣座長　それでは議事の進行をいたします。議事の進行上、質疑につきましてはまとめて行います。

まずは事務局から資料の説明をしていただきますが、CDR の実施に当たっては、当事者であります遺族のお気持ちへの配慮が欠かせないものでありますので、論点の整理に当たりまして第１回検討会における遺族ヒアリングに加えて、事務局において他のお子様を亡くした方、複数名にヒアリングを行っていただきました。

これにつきまして資料１の中で事務局から丁寧に報告をいただいた上で、論点について説明いただくようお願いいたします。

では説明をお願いします。

主要な論点と CDR モデル事業の進め方について

○古谷課長補佐　母子保健課でございます。今回は事務局で作成した資料を御供覧いただきます。

構成員の皆様には、昨日、資料を事前にお送りしておりますが、時間の関係で一部抜粋して御説明する点、御容赦ください。

今回の第３回検討会では、以前お示しした論点のうち「遺族からの同意取得のあり方について」、「遺族に対するグリーフケアについて」を論点として御議論いただくこととしております。

次回の第４回検討会では「捜査情報の活用について」、「虐待・保育事故等の他の検証制度とのすみ分けについて」を論点とする予定です。

下の図は CDR モデル事業の進め方について一例をお示ししたものです。こちらの流れをもとに御議論を進められればと存じます。

先ほど、山縣座長から御発言のあったとおり、当事者である遺族のお気持ちへの配慮は欠かせないことから、論点の整理に当たり、第１回検討会におけるヒアリングに加え、４

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「CDR（Child Death Review ：こどもの死亡検証）の制度のあり方に関する検討会 」（https://www.cfa.go.jp/councils/cdr-seidonoarikata/b438d238）からご覧いただけます。

名の遺族に事務局でヒアリングを行ってまいりました。

前回までの検討会で出された御意見と、遺族の皆様から伺った内容を御報告した上で論点整理に入っていきたいと思います。

（１）これまでの主な御意見及びヒアリング内容

まず前回の検討会までにいただいた御意見のうち、今回の論点である遺族の同意及び個人情報保護に関する主な御意見をまとめました。

「情報の整理について」は、「亡くなったこどもの情報には、自身の個人情報だけではなく、周辺の事情の個人情報もあるため、その前提で考えるべき」という御意見などをいただきました。

「遺族の同意について」は、「公益上の必要性が大きい場合であっても同意は必要ないのではないか」といった御意見。

「個人情報保護法に別段の法律があれば情報を開示できるという条文があることを踏まえると、遺族に負担をかけながら同意を取得するのではなく、CDR 事業の法律規定を設け、淡々と事務局が必要な情報を収集できるようにするべき」。

「法整備や制度設計で、御遺族の意向確認を経ることなく情報収集が可能となるような制度を検討」してほしい。

「効果的な予防策の検討には多機関からの情報収集が不可欠であり、遺族の同意が得られない場合や遺族への配慮が必要等によって情報収集が難しい事例があることは課題」であるなどの御意見をいただいております。

「運用について」は、「重要な情報はなかなか得づらく、特に『不適切な養育』に対するところで個人情報取得に関する課題があると考えている」。

「情報収集というのは非常に重要であり、医療機関や自治体、それから保育、学校機関、その他、関係者の協力・連携によって行うことで、より多くの情報収集をすることができ、それを多職種で十分に検討していくことで、より効果的な予防策を導き出すことができる」。

「警察情報や病院情報などを切り分けるなど、情報の性質や分類化をしっかり実施していただき、どういった情報がこの流れの中で検証に値するのか、という点も制度設計とともに実施すべき」などの御意見をいただいております。

ここからは御遺族へのヒアリング内容について共有させていただきます。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「CDR（Child Death Review ：こどもの死亡検証）の制度のあり方に関する検討会 」（https://www.cfa.go.jp/councils/cdr-seidonoarikata/b438d238）からご覧いただけます。

まず第１回検討会において、吉川構成員と栗並参考人にお話しいただいた内容について資料にまとめさせていただきましたので、改めて御覧ください。

お二人からは検討会の場で直接お話しいただきましたため、御遺族からの同意取得についての御意見を中心に御紹介させていただきます。

吉川様より、「保護者の同意を得ないということは、説明しなくてよいということではない。CDR に関しては再発防止とか、未然防止とか、こどもたちの死亡を繰り返さないということが目的だが、説明されないというのはやはり困るし、不信感も持ってしまうので、説明はしていただきたい」。

「もちろん説明も受けたくない、そっとしておいてほしいという方もいらっしゃるかと思うので、同意を得ないというのは、遺族に判断をゆだねるのではなく、法整備がされて制度化されている中で、遺族もその手続にのっとって対応できる、向き合えるということがやはり重要なのではないかと思っている」という御意見をいただいております。

次に栗並参考人より、「遺族が協力できるかどうかは、CDR という制度を信頼できるか、関係者を信頼できるかにかかっていると私は思う」。

「私にとっては大切なこどもが亡くなったということが正当に扱われず、社会の中でなかったことにされようとしていることがとても苦しかった」という御意見をいただいております。

次にお子様を家庭内で乳幼児突然死症候群（SIDS）により亡くされた A 様のお話についてです。「遺族からの同意取得について」は、「亡くなった直後に CDR の説明をされて『将来のこどものために』と言われても、自分のこどもはもう帰ってこず、他のこどものことを考える余裕はないと思う」。「原因を究明するものではない、匿名である、と言われても、責められていると感じる人もいるだろう」。

「ただ、亡くなった経緯をわかっている、関係性のできた主治医の先生から CDR の説明をされるのであれば、受け止める気持ちも変わってくると思う。関係性というのは、回数や期間ではなく、１回でも話を聞いてもらえて受け止めてもらうことで築けると思う。救急でお世話になった医師に、亡くなったこどものことだったり、自分の現状のことであったりをお話しする機会がほしい」。

「わざわざ説明がなくても、病院にかかって治療を受けているのであれば、原因や治療法に関する何かしらの研究に使われるものだろうという認識でいた。CDR の対象となることに関しては、事前に説明があったら丁寧かとは思うが、必ずしも説明がなくてもいいと

思う」という御意見をいただいております。

また、「予防策について」は、「検証によって原因や予防策がわかり、そのおかげで助かる命もあるとなれば、結果を知りたいという親は多いと思う。一方で、その予防策を知っていたら我が子は亡くならなかったのではないかと思うかもしれない。直接結果を伝えられるよりも、例えばそれを HP にアップしていることを伝えて、見にいこうと思ったら見られる、そういう選択肢であっても良いと思う」という御意見をいただきました。

「グリーフケアについて」は、２つ目に「心療内科にかかる際に、自分で病院を探したり、グリーフに詳しい相性の良い先生を探したりするまでに時間がかかった。グリーフに詳しい医療機関や医師を積極的に選択肢として示してもらえたら」よかった。

また、３つ目に「グリーフケアのために、他の病院に繋いで」もらうときに、「こどもを亡くしたときの状況を」「情報共有をしておいてほしい」。

４つ目には、「救急でお世話になった医師に、亡くなったこどもや自分の現状のことをお話しする機会がほしい」といったお話を伺いました。

次にお子様を家庭内で SIDS により亡くされた B 様のお話についてです。B 様は小児科医としてグリーフケアの研究にも尽力し、多くの御遺族のヒアリングを実施していることから、御自身のお話に加え、ほかの御遺族の方々のヒアリング内容についても共有いただきました。

「遺族からの同意取得について」は、「研究者としては家族の同意は不要と思う」。

「遺族の立場としても、同意を求められたら拒否するかもしれないが、制度上みんな受けていますということであれば、『そうなんですね』で終わるかもしれない」。

「ただ解剖の話にはなってしまうが、他の遺族の方の話では、選択肢を与えてほしかった、自分で選んだプロセスが大事だったとおっしゃる方もいる」という御意見をいただいております。

また、「グリーフケアについて」は、「制度として、必ず遺族がグリーフケアに接することができて、自分で選べるような機会を提示してもらえるとありがたいし、それが CDR と連結する形で、システムとして機能してほしい」。

「グリーフケアの選択肢として、自助グループ、自治体の支援窓口、病院やお寺が行っている遺族の会、精神科や心理カウンセリングなどがあるが、遺族が自分のコミュニティで何が使えるかの情報がわかるとよい。支援が必要なタイミングは異なるので、選択肢をまずは知らせておいて、いつどこに参加するかは遺族の判断に委ねる姿勢が必要だと思う」

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「CDR（Child Death Review ：こどもの死亡検証）の制度のあり方に関する検討会 」（https://www.cfa.go.jp/councils/cdr-seidonoarikata/b438d238）からご覧いただけます。

という御意見をいただきました。

「予防策について」は、「遺族として、娘の死を無駄にしたくないという思いがある。将来のこどもの死を予防するためのCDRにはぜひ協力したい。ただ、自分たちの情報がどのように使われて、どのような議論が行われたのか、それがわからなくなるのは寂しい気はする」。

「後日、CDR での議論内容など、医師側の判断で説明する機会があってもよいのではないか」。

「一方で、研究目的や公衆衛生目的で、将来のこどもや社会のためにと言われると、自分たちがおざなりにされているように感じ取られることがある。自分たち家族にも意味があるということがわかるように、遺族支援の目線で伝えられれば良いと思う」という御意見をいただきました。

次にお子様を家庭内で冷却ジェルシートの窒息により亡くされたC様のお話についてです。

「遺族からの同意取得について」は、「遺族の気持ちを害しないような形であれば CDR の取組は重要」。「しかし、亡くなった直後のまだ現実を受け止め切れていない時に、CDR の説明をされても、自分のこどもの死を突き付けられるだけで、冷静な判断ができるのだろうかと思う」。

「匿名であっても自分のこどもの情報が使われるのは少し嫌な気持ちになるかもしれない。しかし、警察の捜査やニュースでは同意なく取り扱われることを考えると、同意は取らなくてもよいのではないかとも思う」。「同意を取らなくても公共機関が連携して」「個人は特定されないように今後どうしていけばよいかに情報を活用するのはよい」。「個別に同意を求めていたら、集まってほしい情報が集まらないと思う」という御意見をいただいております。

また、「予防策について」は、検証結果を「聞きたい家族も聞きたくない家族もいると思うため、選択制とするのがよい」。「聞きたくない結果が含まれる可能性もあるが、予防のために必要なことを関係者で話し合った結果であり、遺族を傷つけることを目的としたものではないという点を丁寧に伝えた上で」「選択できる形が望ましいと思う」。「一部を抜粋するなどして隠す必要はないと思う」という御意見をいただきました。

「グリーフケアについて」は、「遺族によってはこどもの死の受け止め方が異なっているので、どのようなサポートがあればよいというのは一つだけではないと思う」。「私は話を

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「CDR（Child Death Review ：こどもの死亡検証）の制度のあり方に関する検討会 」（https://www.cfa.go.jp/councils/cdr-seidonoarikata/b438d238）からご覧いただけます。

聞いてもらいたい」が、夫は「支援自体を求めていなかった」。

「普通のカウンセリングとは異なるため、例えば行政などの分かりやすい場所に、不慮の事故の相談窓口があったり」して、「心理士や遺族の会などに繋がれればよいと思った」。不慮の事故は警察でも連携をしてもらえるとよいと思うという御意見をいただきました。

最後に、お子様を家庭内でSIDSにより亡くされたD様のお話についてです。

「遺族からの同意取得について」は、「自分のこどもが亡くなった直後にCDRの説明をされても、冷静に考えられない人がほとんどではないかと思う。

「ただし、私は同意を求められたいと思っているわけではなく、事前説明も不要である。行政が調査を実施する場合に各家庭に個別説明に行かないと思う」という御意見をいただいております。

「予防策について」は、「行政が亡くなったこどもの経験を無駄にせず、事故防止に取り組んでいるという情報を聞けることはプラスになると思う」。

「一方で、こどもを亡くした原因について、ピンポイントで具体的な予防策に関して行政から直接連絡をもらっても、何でもっと早くにやらなかったのかと、どうしても誰かを責めやすくなる気がする」という御意見をいただきました。

「グリーフケアについて」は、「こどもが搬送された病院で、月に１回行われているこどもを亡くした親が集まる集会に」「夫と共に参加した」。

「参加したのは初めの１回で、以降は集会には参加せず、月に１回ほど自宅で夫婦だけで偲びの会を行っていたが」、「夫はほとんど話さないので、何を感じているのかわからなかった」。

「だからこそ、最初の集会で、夫から自分のこどもに対する感情的な思いを聞くことができたのは夫婦間にとって良かったと思う」。

また、一番下ですが、「例えば一周忌の頃に『一年経ちましたがいかがですか』と葉書をもらえると、寄り添われている、社会からこどもが忘れられていないと思える」という御意見をいただきました。

（２）議論に当たっての整理及び関係資料

○小森園課長補佐　ここから説明を替わらせていただきます。

ここからは「議論に当たっての整理及び関係資料」をお示しいたします。スライド 19

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「CDR（Child Death Review ：こどもの死亡検証）の制度のあり方に関する検討会 」（https://www.cfa.go.jp/councils/cdr-seidonoarikata/b438d238）からご覧いただけます。

枚目を御覧ください。

まず、議論に当たって事務局で整理したペーパーをお示しいたします。

これまでの御議論や御遺族のヒアリングの結果を踏まえますと、CDR における個人情報保護や遺族の同意のあり方に関して、主な論点としては３つ挙げられます。

１つ目ですが、「提供される情報の性質上、個人情報保護の観点から事前の本人（遺族）の同意は必要であるか」。

２つ目ですが、「CDR 事業の検証の対象とすることについて、個人情報保護以外の観点も踏まえ、事前の遺族の同意を得るべきかどうか」。

３点目ですが、「同意等の手続きが必要と考えられる場合、具体的には、どのようなものが求められるのか」の３点です。

各都道府県でこれまで実施してきた CDR モデル事業の枠組み等も参考としつつ、事務局において制度の整理等を行いました。

また、制度的には CDR 事業と必ずしも一体ではないものの、亡くなった原因を検証するという事業の性質や、こどもが亡くなった直後に遺族に対して CDR 事業の説明を行う事業の形態上、併せてグリーフケアの充実を求める意見も多く聞かれましたので、現行のグリーフケアの取組状況と課題の調査を事務局において行いました。

まず、「個人情報保護法の整理」についてです。次のスライドにお進みください。

個人情報保護委員会に確認を行いつつ、事務局側で CDR に関わる部分について整理したものになります。医療機関などの民間事業者から行政機関等への情報提供に関しては、個人情報保護法第 27 条第１項では、個人情報取扱事業者は、原則としてあらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供してはならないとされています。

そのため、この場面での論点は、提供しようとする情報が個人データに該当するかどうかという点になります。

個人データとは、個人情報を容易に検索できるように体系的にまとめた、いわゆる「個人情報データベース等」を構成する個人情報を指します。

また、「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって

ア）当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの

または

「イ）個人識別符号が含まれるもの

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「CDR（Child Death Review ：こどもの死亡検証）の制度のあり方に関する検討会 」（https://www.cfa.go.jp/councils/cdr-seidonoarikata/b438d238）からご覧いただけます。

のいずれかに該当するものをいいます。

このように民間事業者については、個人データの第三者提供に対して個人情報保護法上の明確な制限が設けられている一方、行政機関等については保有個人情報の取扱いとして別の規定に基づく制限が設けられています。

そのため、情報提供の整理につきましては、１つ目として「民間事業者（主に医療機関）から行政機関へ情報」を提供する場合、２つ目として「行政機関から情報」を提供する場合、この２つを分けて整理する必要があると考えております。次のスライドにお進みください。

次に、「個人情報の考え方・整理」についてでございます。個人情報保護法における考え方としましては、個人情報保護法の個人情報とは生存する個人に関する情報であって、第２条第１項各号のいずれかに該当するもの。こちらは先ほどのスライド 20 枚目の中ほど、ア)、イ）のいずれかに該当するものを指しますけれども、亡くなった方の情報に生存する者の情報が含まれる場合、当該情報は生存する者の「個人情報」に該当する場合がある。

どのような情報が個人情報に当たるかについては、当該情報に含まれる記述等の内容や、当該情報と他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるかどうかで判断される。

他の情報と容易に照合することができるとは、通常の業務における一般的な方法で、他の情報と容易に照合することができる状態をいい、例えば、他の事業者への照会を要する場合等であって照合が困難な場合は、一般に、容易に照合することができない状態であると解されるということになります。

そこで CDR においての考え方は次のとおりとなります。

一般に亡くなったこどもの情報であっても、保護者等の生存する者に関する情報が含まれる場合、生存する保護者の個人情報にも該当し得ると考えられ、例えば、こどもの死亡時の状況の記述に、「〇〇（亡くなったこども）さんの母」という情報が含まれていた場合、当該情報は生存する母の個人に関する情報であることが、本事業においても前提とされてきたところでございます。

個人情報であるとの整理は、例えば、「〇〇さんの母」という記述のほかに当該母の氏名も含まれている場合や、この情報と母の具体的な情報（当該母の氏名又は当該母を判別できる映像情報等）と容易に照合することができる場合に当てはまるものと考えられます。

「〇〇さんの母」という記述が含まれていたとしても、当該記述をはじめ、当該文書に

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「CDR（Child Death Review ：こどもの死亡検証）の制度のあり方に関する検討会 」（https://www.cfa.go.jp/councils/cdr-seidonoarikata/b438d238）からご覧いただけます。

含まれる他の記述等により当該母である特定の個人を識別することができず、かつ、この情報と他の情報を容易に照合して個人を識別することができない場合には、当該母を本人とする個人情報には該当しないと考えております。続いて次のスライドにお進みください。

個人情報保護法における考え方としては次のとおりです。

個人データに該当するものの整理としては、前述のとおり、個人情報を容易に検索することができるように体系的にまとめた「個人情報データベース等」を構成する個人情報をいうが、「個人情報データベース等」とは、特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した、個人情報を含む情報の集合物をいう。また、コンピュータを用いていない場合には、紙面で処理した個人情報を一定の規則（例えば、五十音順等）に従って整理・分類し、特定の個人情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態に置いているものも該当する。

ここで CDR においての考え方は次のとおり整理をしております。

医療機関の場合、カルテ等の診療記録については、媒体の形式にかかわらず、体系的に整理され、特定の個人情報を容易に検索できる状態で保有していることから、「個人データ」には該当するが、亡くなったこどものカルテ等の診療記録をまとめたデータベースに当該こどもの保護者の個人情報が含まれている場合、当該個人情報が保護者の個人データと言えるかどうかが論点となる。

この場合、当該カルテ等の診療記録をまとめたデータベースは、通常、こどもの情報を検索できるように体系的に構成されているものであるがこどもの保護者の情報について検索できるように体系的に構成されたものではないことから、保護者の個人データには該当しないと考えられる。続いて次のスライドにお進みください。

次に、「民間事業者等から情報提供する場合」についての考え方をおまとめしたものになります。

個人情報保護法第 27 条第 1 項の規定により、個人情報取扱事業者は、原則としてあらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならないとされています。

また、個人情報保護法第 18 条第 1 項により、個人データに該当しない場合であったとしても、個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならないと規定されてございます。

個人情報第 27 条第 1 項第 3 号及び第 18 条第 3 項第 3 号により、例外的に「公衆衛生の

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「CDR（Child Death Review ：こどもの死亡検証）の制度のあり方に関する検討会 」（https://www.cfa.go.jp/councils/cdr-seidonoarikata/b438d238）からご覧いただけます。

向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」等に該当する場合には、本人の同意がなくとも、個人データを第三者に提供することができるとしています。

例えば、児童生徒の不登校や不良行為等について、児童相談所、学校、医療機関等の関係機関が連携して対応するために、当該関係機関等の間で当該児童生徒の情報を交換する場合ですとか、児童虐待のおそれのある家庭情報を、児童相談所、警察、学校、病院等が共有する必要がある場合が想定されてございます。

ただし、米印を付しておりますけれども、上記に該当するものと整理できるかどうかは、個別の事案において、情報を提供する側において整理し判断されるものとなります。

CDR においての考え方は次のとおりになってございます。

CDR 事業の目的は、亡くなったこどもの事例を検証し、予防策を導き出すことで、未来の防ぎうるこどもの死亡を少しでも減らすという児童の健全な育成のために重要な役割を果たすものでございます。

提供する情報に遺族の個人データが含まれていた場合であっても、「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当するものであれば、同意がなくとも第三者への提供は可能であると考えてございます。次のスライドにお進みください。

次に、「行政機関等から情報提供する場合」の考え方になります。

個人情報保護法第 69 条第１項の規定により、行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならないとされてございます。

他方で、第 69 条第２項により、他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合において、本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき、あるいは保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき等の場合は、第三者に個人情報を提供することができるとなってございます。

第 69 条第２項第３号の「法令』には、地方自治体の条例や規則等の法令に基づき定める法規が含まれるとされてございます。

ここで CDR においての考え方は次のとおり整理をさせていただいております。

行政機関等については、民間事業者等とは異なり、いわゆる散在情報を含む「保有個人

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「CDR（Child Death Review ：こどもの死亡検証）の制度のあり方に関する検討会 」（https://www.cfa.go.jp/councils/cdr-seidonoarikata/b438d238）からご覧いただけます。

情報』について、利用・提供の制限が適用される。

最後に、「本人の同意の確認について」でございます。スライド 25 ページにお進みください。

「個人情報保護法の考え方」は次のとおりです。

医療機関や行政機関等が、個人情報保護法第 27 条第１項又は第 69 条第２項第１号の「本人の同意」に基づき、個人データ又は保有個人情報に該当する情報を第三者へ提供する場合について、本人の「同意」の取得に当たっては、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければならないとされてございます。

この場合、必ずしも第三者提供のたびに取得しなければならないものではなく、ご本人が予測できる範囲において、包括的に同意を取得することも可能とされてございます。

本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければならず、例えば一定期間回答がなかったことのみをもって、一律に本人の同意を得たものとすることはできないとされてございます。

また、「明示の同意」以外に「黙示の同意」が認められるか否かについては、個別の事案ごとに、具体的に判断されるとされてございます。

○古谷課長補佐　次に、「グリーフケアの現状と課題」について、２つの医療機関と２つの行政機関にヒアリングを実施いたしましたため、共有させていただきます。

まず、山梨大学において小児救急医療を専門とし、山梨県の CDR モデル事業および日本小児科学会の子どもの死亡検証委員会で活動していらっしゃる小鹿先生からのお話です。

「山梨大学での CDR の取組やグリーフケアについて」は次のとおりです。

救急外来でお子様を看取り、解剖の説明などを行う時に一緒に CDR モデル事業について説明していることが多い。同意書は不要であるべきだが、CDR 事業の説明を丁寧にすることは必要であると考える。

丁寧な説明として、山梨大学では県の CDR 事務局で作成した説明書を使用して、CDR モデル事業の取組と、情報は匿名化されたうえで公表されることなどを説明しており、多くの場合は同意していただけている。説明時には「あなたのお子さんは亡くなられたが、この CDR モデル事業で、同じような状況で亡くなるお子さんを将来的に救えるかもしれない。あなたのお子さんが生きた証になるのではないかと思います。」ということもお伝えしている。

また、グリーフカードを渡して、いつでも連絡できる窓口を紹介している。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「CDR（Child Death Review ：こどもの死亡検証）の制度のあり方に関する検討会 」（https://www.cfa.go.jp/councils/cdr-seidonoarikata/b438d238）からご覧いただけます。

解剖を行った御家族や御希望のあった家族には１か月後に来てもらい、今の気持ちを丁寧に聞いた上で、親子さんの責任ではないことを伝えたり、お子さんに関する質問に答えたりしている。この説明は、保険診療ではないので、病院の持ち出しで行っているが、グリーフケアを含めての CDR 事業であると認識している。CDR モデル事業では検証の結果を御遺族に返さないので、その代わりとしてグリーフケアは必要であると考えているとのことでした。

「グリーフケアに関して行政に求めること」は以下のとおりです。

「お子さんが亡くなった病院に来たくないというご遺族もおり、必ずしも病院でグリーフケアを実施しなくてもよいのではないかと考えている。むしろ、医師よりも地域の保健師・助産師・心理士の方がグリーフケアを得意とする場合もある。

グリーフケアの主体として行政のほかに NPO も考えられるが、国や都道府県が認定したグリーフケア機関のリストがあるとよいと考えている。

また、グリーフケアに診療報酬などがつくことで、病院としてグリーフケアチームを立ち上げやすくなると考えている。

次の木下あゆみ先生は、四国こどもとおとなの医療センター小児科において診療に携わり、香川県の CDR モデル事業および科学研究班で活動しています。

まず、「科学研究班でのグリーフケアの取組」についてです。

これまで多くの医療機関でグリーフケアが行われてきたが、周産期や小児がん、医療的ケア児など、治療期間が比較的長く、家族との関係性が構築しやすいケースが主な対象となりがちであった。一方で、事故死や自殺など、医療機関との関わりが短い、あるいは全くない場合には、医療機関でのグリーフケアの対象になりにくい。

そこで、すべての遺族にグリーフケアを届けることを目的として、地域でグリーフケアを実施している人たちや、交通事故や保育園事故などで亡くなられた方のグリーフケアのヒアリングやアンケート等を行ってきた。その結果、事故や自殺などの死亡の場合にはグリーフカードをご遺族にお渡しするタイミングが少ないことや、ご遺族もこどもが亡くなった医療機関に足が向かないことが多く、グリーフケアに繋がりづらいことが分かった。

次に、「香川県でのグリーフケアの取組」についてです。

死亡届は必ず行政の窓口を通ることから、令和６年度より、死亡届を受理する窓口でグリーフカードを渡す取組を県内の一部自治体で実施している。今後、地域の保健師がグリーフケアに関わることで取組はさらに広がると考えられる。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「CDR（Child Death Review ：こどもの死亡検証）の制度のあり方に関する検討会 」（https://www.cfa.go.jp/councils/cdr-seidonoarikata/b438d238）からご覧いただけます。

香川では保健師向けの周産期研修会においてグリーフケアを取り上げ、NPO による講義や地域でのグリーフケアを担う保健師や助産師を対象としたロールプレイも実施した。

最後に、「CDR やグリーフケアに対する課題」についてです。

グリーフは何年たっても抱え続けるものであり、医療者が対応し続けるのは難しい」。親だけでなく、きょうだい児、友人、教師なども含め、多くの人にグリーフケアを届けるためには地域で取り組むことが重要である。

そのため、死亡届を受理する行政窓口において、あらかじめグリーフケアの道筋を伝えておくことが有効ではないかと考えられている。

さらに、医療機関の負担を踏まえ、一定の要件を満たすグリーフケアの取組や、CDR 事業に対する加算時の支援が医療者のモチベーションにつながるとのことでした。

次の群馬県児童福祉課は、「群馬県 CDR モデル事業の担当部局」であり、群馬県は令和２年度からモデル事業に参画しています。

まず、「群馬県でのグリーフケアの取組」についてです。群馬県では CDR モデル事業での提言を契機にグリーフケアの事業化に向けた検討を始めたところである。令和６年度から、グリーフサポート庁内連絡会議を開催し、関係部局それぞれの所管で、ご家族に対してどのようなサポートができるか情報共有を行っている段階である。

庁内連絡会議が発足した背景としては、グリーフケアの入口は基本的に病院であることが多く、次いで、市町村の窓口が近いと考えられている点があり、市町村に取組を広げていくための体制づくりとして連絡会議を立ち上げている。

ほかにも、CDR モデル事業を契機とした県内の具体的な取組としては、リーフレット作成やグリーフサポート研修会の実施が挙げられる。

現在、グリーフケアの相談の大多数は NPO 団体が対応しており、行政として直接グリーフケア対応を行っているわけではないとのことです。

次に「行政主体で行うグリーフケアの課題」についてです。行政としてグリーフケアを推進するのであれば、主体となる部署や財政的支援のあり方を整理する必要がある。

また、窓口を設置する場合には、対応する人の専門性が求められる。市町村規模に応じてグリーフに対応できる人材を配置する体制づくりについて、国による制度設計があれば、県としても間接的な支援が行いやすくなる。

加えて、助成があったとしても、行政だけでグリーフサポートを行うことは難しく、NPO などの民間団体も参画した体制モデルを示すことが重要であり、長期的な取組には民間団

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「CDR（Child Death Review ：こどもの死亡検証）の制度のあり方に関する検討会 」（https://www.cfa.go.jp/councils/cdr-seidonoarikata/b438d238）からご覧いただけます。

体の協力が不可欠であるとのことでした。

最後の東京都家庭支援課は、東京都の事業「赤ちゃんを亡くされたご家族のための電話相談」の担当部局であり、CDR モデル事業にも参画しています。

まず、「東京都でのグリーフケアの取組」についてです。東京都では、平成 10 年度より SIDS（乳幼児突然死症候群）に関する電話相談を開始した。その後、平成 13 年度からは相談受付時間を延長するとともに、相談対象を SIDS 以外の病気、事故、流産、死産等でこどもを亡くした家族にも拡大した。令和３年度には事業内容をより分かりやすくするため、事業名を「赤ちゃんを亡くされたご家族のための電話相談」に変更している。

電話相談は２名体制で実施している。１名は助産師や保健師など医学的な相談に対応できる職種であり、もう１名は同じような経験をしたビフレンダーで構成されている。

相談窓口の普及に向けては、ホームページや広報誌への掲載に加え、名刺大のカードを作成し、都内自治体における妊婦健診の受診票とともに配布したり、産科や小児科などの医療機関にもカードを配布しているとのことでした。

次に、「行政主体で行うグリーフケアの課題」についてです。グリーフケアの普及啓発の対象としては、医療機関や基礎自治体が重要であるが、全国的に取組を進めるに当たっては、国からグリーフケアの重要性や実施方法を整理した上で周知されることが望ましい。そのような整理がなされることで、都道府県としてもグリーフケアの普及啓発を進めやすくなると考えられているとのことでした。

（３）本日御議論いただきたい具体的な論点

「本日御議論いただきたい具体的な論点」は次のとおりです。

医療機関や行政機関の保有する情報であって CDR 事業に活用するものについては、個人データには該当しない等の様々な理由により、第三者提供に当たり本人同意を必要としないものも一定程度想定されます。また、事業を進める観点から、遺族の同意なく検証を進められる仕組みとすべきとの意見も出されています。

他方、遺族ヒアリングをはじめ、個人情報保護法の整理にかかわらず、こどもが亡くなった比較的直後に CDR 事業への同意の判断を求められるのは厳しいという意見や、そっとしておいてほしいという意見のほか、遺族として事前説明を受けたいという意見、対象とされたくない場合にその意思が尊重される必要はあるという意見など、様々なものがあっ

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「CDR（Child Death Review ：こどもの死亡検証）の制度のあり方に関する検討会 」（https://www.cfa.go.jp/councils/cdr-seidonoarikata/b438d238）からご覧いただけます。

たことを踏まえ、遺族の心情等を含め関係者の納得を得ながら、本事業を着実に進めていくため、遺族の意向の把握（同意の有無、同意の取得方法、事前説明等）についてはどのような対応が必要と考えられるか。

個人情報保護法との関係で、遺族の同意等を必要とする場合であっても、そうした同意を得ることが難しいと考えられる虐待に関連する事案等については、虐待・保育事故等の他の検証制度等との役割分担などの整理も踏まえ、次回以降、CDR 事業での対応方法について引き続き整理を行うこととしてはどうか。

遺族が求める支援の時期や内容は個々に異なることを踏まえつつ、必要なときに適切な支援に繋がれるよう、CDR 事業の枠組みにおいては、どのような支援の実施が求められていると考えられるか。

遺族が CDR の個別検証の実施に同意する理由の一つとして、死亡に至った経緯や要因を知りたいという希望もあげられているが、他方で、CDR 事業の大きな目的の１つが将来の予防であり、現状個別の検討結果を遺族へ伝えていないことも踏まえると、今後どのような対応が考えられるか。

上記について御議論をお願いいたします。

また、当局で作成した海外の類似の取組についてまとめた資料と、こども家庭庁の科研班で作成したグリーフカードを参考資料として付しております。グリーフカードは手触りにもこだわったリーフレット版もございますので、御希望の方はお取りください。

事務局からは以上です。

○山縣座長　ありがとうございました。それではただいまの説明につきまして、御意見などがあればお願いしたいと思います。オンラインの参加の方はシステムの挙手の機能を使用してください。

検討会には時間に限りがございますので、前回かなり発言が制限されてしまって御発言いただけなかった構成員の方もいらっしゃいます。今回は最大で２分程度を厳守していただきまして、質問に関しては一往復で、そうしますともう一回、ひょっとしたら御質問、御意見等を伺うことができるかもしれませんので、そのあたりのところ、御配慮いただければというふうに思います。

では、今回論点となっております、まずは同意に関して特に御質問、御意見ございましたら。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「CDR（Child Death Review ：こどもの死亡検証）の制度のあり方に関する検討会 」（https://www.cfa.go.jp/councils/cdr-seidonoarikata/b438d238）からご覧いただけます。

では、渡辺構成員、お願いします。

○渡辺構成員　２分で話をします。まず同意ということに関してですけれども、その前に法律論のお話をなさいましたけれど、個情法の場合に、やはり仮名加工情報ならいいというような論点だと思うんですけれども、基本的には。だけど母数が少ないので、この場合に本当にそれが匿名化されているかというのは非常に微妙なところがあると思います。法律上いいからいいじゃないかというような考え方は、オプトアウトもしないで利活用するというのは、後から情報を遺族が分かった場合に、やはり今後このシステムが拡大していくことを妨げるのではないかという危惧があります。

それからCDRの同意について、まずCDRという言葉自体がどれだけ周知されているかという認知度を、データを持っておられたらお示しいただきたい。プレコンセプションケアとかCOPDでさえ大して知られていない中で、CDRが何かということを国民がどれだけ周知して、医療機関がどれだけ知っているか。医療機関の関係者ですね。そこが分からなければ、まず同意をする前にCDRって何かということが分からないまま、なんとなく、漠然と概念を説明したのでは同意にならないのではないかと思いますので、まず認知度を確認することと、定義を明確にして関係者がその定義を周知する必要があろうかと思います。以上です。

○山縣座長　ありがとうございます。では事務局から今の個人情報に関してと、認知度に関してお願いします。

○石丸推進官　はい、事務局でございます。今回、個人情報の関係は整理をさせていただいておりますけれども、今回、あくまでも個人情報保護法の解釈というところ、これが議論の前提になるであろうということで、こちらに関しましてはあくまでも整理をさせていただいているということでございます。

匿名化といったお話もありましたけれども、今回、匿名化情報ですとか、そういったことを、資料の中で整理をしているということではなくて、個人情報の定義の部分ですとか、第三者提供の規制に関わる部分の個人データですとか、データベース等ですとか、そういった部分の解釈ですとか、そういったことをお示ししているということになります。

CDRに関しましては、少なくともモデル事業の目的ですとか、そういったことに関しましては、第１回の議論の中でもお示しさせていただいているとおりではございますけれども、どの程度一般の国民の皆様にその認知度があるかといったことに関しましては、国として把握をしているというものは、私が把握している限りではございません。以上です。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「CDR（Child Death Review ：こどもの死亡検証）の制度のあり方に関する検討会 」（https://www.cfa.go.jp/councils/cdr-seidonoarikata/b438d238）からご覧いただけます。

○山縣座長　よろしいでしょうか。ほかにはいかがでしょうか。はい、では木下構成員。
○木下構成員　すいません、木下です。よろしくお願いします。１つ質問とちょっと御意見なんですけれど、１つ質問は、今回のこの同意の議論についてなんですけれど、民間業者、いわゆる医療機関、民間業者という扱いなのが、ちょっと自分の解釈が、ずれているところなんだなと思ったんですけれど、医療機関としての民間業者からの情報提供の同意の部分の話なのか、CDR そのものの同意の話なのかというところ、どちらの議論なのかなというのが質問の１つと、あと、CDR の同意という意味でいけば、私の意見としては、やっぱり遺族の方というか、国民全体への CDR の説明というのは絶対要ると思うんですね。先ほどの御意見にもありましたけれど、CDR とはなんぞやが伝わっていないまま CDR を進めるのはちょっと乱暴かなと思うんですけれども、とはいえ、医療機関で全部の同意を取って説明するというのは負担がすごく大きいですので、先ほど私の意見の中にも入れていましたけれども、医療機関からの説明ももちろんやればいいと思うんですけれど、行政の窓口を使うというのが公共の事業なので大事なのではないかなと思うので、死亡届を出したときに、CDR とはというチラシというか、分かりやすいようなパンフレットをお示しして、必要があれば説明をそこでするというようにすると、不搬送のケースとか医療機関を通らなくて死んでしまうケースというのも一定数はおりますので、医療機関だけにそこを頼ると漏れるのではないかなと思うので、行政の窓口をぜひ使うということも議論していただきたいなと思います。
　CDR の研修会とかもどんどん開いていって、オプトアウト的な感じで啓発できたらいいのではないかなと思いました。以上です。
○山縣座長　ありがとうございます。では事務局から民間としての医療機関からの情報提供に関してのことについて。では事務局、お願いします。
○石丸推進官　はい、事務局でございます。今回、この個人情報保護法の整理という観点では、まさに民間の個人情報取扱事業者に当たる医療機関に関しての同意ですとか、個人情報の該当性ですとか、そういったものを整理させていただいているところではございますが、今回の論点として同意というふうに申し上げているところは、少し、資料の説明の中でも分かりにくかった部分があるかと思いますが、個人情報保護法などに規定されている同意のプロセスという話と、そもそもこういう CDR の事業という意味で、こういった検証に御協力をいただくという意味での同意というのと、この２種類の同意という意味で使わせていただいておりますので、医療機関での同意という意味では両方の観点があるのか

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「CDR（Child Death Review ：こどもの死亡検証）の制度のあり方に関する検討会 」（https://www.cfa.go.jp/councils/cdr-seidonoarikata/b438d238）からご覧いただけます。

なというふうに思っております。

○山縣座長　よろしいでしょうか。例外規定等々の話だと思いますが。

ほかにはいかがでしょう。はい、では今村構成員。

○今村構成員　今村です。情報分析に今まで携わってきた立場から、かなり個人情報保護法とも向き合ってきたわけですけれども、実際、この CDR を実効性のあるものにしようと思うと、例えばいじめの自殺なども考えていくと、全て同意を取っていくというのは非現実的だというふうに思っております。

なので、基本的には同意が取れずに情報を集めるべきだと思うんですが、取らなくてもいいような情報と取るべき情報はちゃんと峻別してほしいと思うのです。取らなくていいような情報は、もともと CDR 事業として求める権利があるということを明確にしてもらって、取らなければいけないものは、逆に言えばこういうものだというふうなことで、それと個人情報の公開などのときに黒塗りをしなければいけないのが何かというような、そういうことをちゃんと明確にしていただくと、かなり事業としては現実的なものになるのではないかというふうに思います。

１つ質問なんですけれども、実際、個人情報保護法と向き合ってきまして、今、やっていただいている整理、これは本当にこのとおりだと思いますし、ここまでやっていただいたことに感謝申し上げますけれども、実際に県の条例で死亡者の情報は個人情報だという条例がたくさんあって、これが各県別に見たときには出してくれる県と出してくれない県に分かれるというのが今の現状だと思うんです。

個人情報保護法の中で一定の整理をしている中で、この条例がどんなように扱われていくのかについて、今、御見解があれば教えていただきたいと思います。

○山縣座長　はい。ではその条例に関して事務局からお願いします。

○石丸推進官　はい、ありがとうございます。御指摘のように、特に従前であれば個人情報保護に関して､各都道府県ですとか市町村ですとかがこの個人情報保護条例を策定して、その個人情報の定義の中に死者に関する情報が場合によって入っていたりですとか、そういったことがあったかと存じます。

ただ、これに関しましては令和３年に個人情報保護法が改正されたことによりまして、従来､いわゆる 2000 個問題みたいなことを言われていたものでございますけれども､国の行政機関ですとか地方公共団体ですとか、それぞれ分かれていた個人情報保護法ですとか条例ですとかの規定を、個人情報保護法に統一的に一覧的に規定をして、個人情報保護委

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「CDR（Child Death Review ：こどもの死亡検証）の制度のあり方に関する検討会 」（https://www.cfa.go.jp/councils/cdr-seidonoarikata/b438d238）からご覧いただけます。

員会が一元的にこの規律を解釈運用するということになったというような経緯がございます。

ただ、それを踏まえて、各都道府県ですとか市町村ですとかは個人情報保護に関する、運用面も含めてですけれども、条例ですとかの見直しですとかを、進めてきたところでございますが、個別の事例ごとによって、異なる部分もあると思いますが、仮に自治体が個人情報保護法とは別に条例を制定して、何らか規制を設けるということも場合によっては考えられ得るというふうには思いますけれども、それは先ほど申し上げましたとおり、令和３年の個人情報保護法の改正によって、この規定は統一を今はされているというところではございますので、プラスアルファやるところというのは、実際、CDR を、例えば今であればモデル事業で実施をしていくといったときには、やはりその県の中でそういった条例をどこまで個人情報保護法の中で、統一的な規定がある中で上乗せをするということの必要性があるのかというところも含めて、そこに関しては御議論をいただかないといけないところなのかなというふうには思っております。

○今村構成員　現実に条例は残っていますので、ぜひ働きかけも必要だというふうに思います。以上です。

○山縣座長　ありがとうございます。ではほかには。では藤田構成員。

○藤田構成員　はい。議論のまとめ、ありがとうございました。先ほど木下先生がおっしゃっていたように、この同意というのが CDR 全体の同意と説明という問題なのか、個人情報取得の問題なのかというのはちゃんと分けて議論をする必要があるかなというふうに思います。

私個人としては、CDR の説明同意は本当に丁寧にやっていく必要があると。

あと、個人情報を取ることの同意についてなんですが、いろいろ御説明をいただいてよく分かったところではあり、これを見ていると比較的、同意を取らなくても使える情報が多いんだなというふうに思ってしまうようなところもあるんですが、例えば 21 ページの「子の母」という記述について、例えば「子の母」の言動が CDR の中で問題になるようなケースでは、何々ちゃんのお母さんというのは、もうセットで社会の中では周知される関係でしょうから、それだけで、何々さんの母ということが個人を識別することにはならないと、容易に照合することができないと、軽々に言ってしまって大丈夫なのかというのはちょっと心配になります。

というのは、例えばこの CDR のケースって虐待かもしれない、虐待という判断がされる

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「CDR（Child Death Review ：こどもの死亡検証）の制度のあり方に関する検討会 」（https://www.cfa.go.jp/councils/cdr-seidonoarikata/b438d238）からご覧いただけます。

かもしれないような調査をしていくわけで、そこにあまり法的な根拠もなく、同意も取っておらず、何々ちゃんの母ということが出てき、何々ちゃんの母がこの子を虐待していたみたいなことが出てくると、ちょっと個人情報保護法の趣旨とは違うのではないかなとは思っているところです。

そんなわけで、CDR のよさというか、我々が求めている CDR がやるべきことというのは、同意が取れたものをピックアップして調査をするというよりは、全件調査ができるということがとても大事になると思うんです。なので、個人情報が取れない類型がないように制度設計をしていけたらいいのではないかなというふうに思います。

そのために我々は、今、この制度設計をどうするか、場合によってはそれを立法も含めた新しい制度、今の現状の法律では同意がないと取れない情報であったとしても、新しい立法をしてとか、そういう形で全件同意が取れるような制度設計をしていくのがいいのではないかなというふうに思っています。以上です。

○山縣座長　はい、ありがとうございます。では沼口構成員。

○沼口構成員　沼口でございます。よろしくお願いします。私からは２点、コメント等をさせていただきます。

まず先ほど今村構成員がおっしゃった同意不要でも取れるべき情報、それから同意を必要とするべき情報を峻別するということに関しまして、以前、多分、死因究明に関する検証会なんかでも話題になっていたと思うんですが、同意不要でも取れるべき情報を、あたかもホワイトリスト、ブラックリストではなくてその対義語としてのホワイトリストみたいにして明確に示されるというようなことも助けになるのではないかという意見は、当時、出ていたと思いますので、そのようなことを進めていただくといいなと思ったことが１点です。

２点目です。今、個人情報保護法の関係だけを見ると、病院の情報はすごく使えそうな気がして、ずっと話を聞いて思ったんですが、でも CDR は病院の情報だけで行うことは不可能です。行政の情報は絶対必要です。ですけれども、スライドの 24 ページを見ると、行政機関に関しては法令に基づかないと、結局、逃げ場がないということが書いてあるのであれば、法律はやっぱりないわけにいかないのではないかというふうに感じました。

その辺、医療機関の話をしていて何となく論点がぼけるかなと感じましたのでコメントさせていただきました。ありがとうございます。

○山縣座長　はい、ありがとうございます。では先に吉川構成員。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「CDR（Child Death Review ：こどもの死亡検証）の制度のあり方に関する検討会 」（https://www.cfa.go.jp/councils/cdr-seidonoarikata/b438d238）からご覧いただけます。

○吉川構成員　吉川です。今回、本当に丁寧に私の意見も含めまして、御遺族のヒアリングを行ってくださって非常に感謝をしております。いろいろな意見があるということを踏まえて、それでも私はやはり全体的にこの CDR という制度に関しては、また、仕組みを作ってほしいという思いはどの遺族も共通する思いを持っているのではないかということを、今回のヒアリングの内容でも感じ取りました。

先生方の御意見と重なるところがあるとは思うんですけれども、CDR に対する同意について、私たち遺族に判断を委ねるというのは非常に厳しいことですので、仕組みとして手続にのっとって対応するということを制度設計の中できちんと検討いただきたいと思います。

そうした中で、今回お示しいただいた資料の、24 ページのところで「法令に基づく場合を除き」のこの法令って何だろうというふうに、私は法律の専門家でもないので感じました。個人情報の取り扱いについても誤解のないように、争いのないように、CDR、こどもの死亡検証は、公益に資するものなんだということで情報が開示できるように、法令をしっかりと作っていただきたいとずっと思っております。

この個人情報を開示するために、これは捜査資料についても次の回での議論になるのかもしれませんが、どうすればこの壁を乗り越えていけるのかというところで、非常に前向きに御検討いただきたいと思いました。私からは以上です。

○山縣座長　はい、ありがとうございます。ではこちら、河村構成員、お願いします。

○河村構成員　はい、ありがとうございます。藤田構成員がおっしゃったように、CDR の同意に関しては、同意なしでもできるようにするのがのぞましいです。ただし、御遺族に対して丁寧な説明が必要とされると私は思います。

情報提供に対する同意については、これまでもほかの構成員の皆様がおっしゃったように、提供される情報の性質上で同意が必要な場合もあるのではないかと推測されます。死者の情報については、当然、遺族の同意は必要ないですが、医療機関だけではなく、学校、保育、関係機関等も踏まえて、関係機関から提供される情報の中には、遺族の個人情報保護の必要性の観点から、遺族の同意が必要なものもあるのではないでしょうか。

そうしますと、遺族の同意を不要とすることを定める法律によって、それを担保すべきではないかと思います。

スライドの 23 で、個人情報保護法の第 27 条第 1 項第 3 号と、第 18 条第 3 項第 3 号で対応できるような形にはなっていますけれども、しかし公衆衛生あるいは児童の健全な育成

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「CDR（Child Death Review ：こどもの死亡検証）の制度のあり方に関する検討会 」（https://www.cfa.go.jp/councils/cdr-seidonoarikata/b438d238）からご覧いただけます。

ということであっても、法律による担保、授権において遺族の同意なしに情報収集ができるような形にしておくのが望ましいのではないかと思います。

沼口構成員もおっしゃいましたとおり、スライドの 24 につきましても、学校、保育機関からの情報に関しては「法令に基づく場合」という点においても、法律の制定というのはとても重要ではないかなというふうに思います。以上です。

○山縣座長　ありがとうございます。ちょっとここは事務局から整理していただきたいんですが、今の関係機関等々からの情報収集も含めて、個人情報保護法の法律上の問題と、それから、新たに法制度が必要ではないかという話があるんですけれど、その辺の整理は１回しておいていただけますか。

○石丸推進官　はい、事務局でございます。今、個人情報保護法の観点ですとか、その中で、24 ページにありますような、「法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で」のところ、これをどう解釈するかというところも含めてだと思いますけれども、この仕組みの中で、こういったところも踏まえて、しっかり情報を集めてできるように整理をすべきではないかと、そういった御意見をいただいたものというふうに思っております。

御意見の中でも、ほかの先生方からもありましたけれども、ここの「法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度」と書いてあるようなところが、これがどういう範囲のものを示すものなのかみたいなところも含めて、しっかり整理をしていくことが必要だというふうに思いますので、事務局としては引き続きそちらに関しては整理をしていきたいなというふうに思います。

○山縣座長　ありがとうございます。まだグレーなところはあると思いますが、先ほど今村構成員からもあったように、何が必要でということが明確になることによって、今のところもある程度整理がつくかなというふうに思います。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。では竹原構成員。

○竹原構成員　はい、こんにちは。国立成育医療研究センターの竹原です。私も２つコメントをさせていただきます。

まず１つ目が、同意を取得するかどうかということは非常に重要な論点だとは思うんですけれども、御遺族のヒアリングの結果なんかを拝見していますと、何に対して協力したいのか、どんなことに対してであればその申し出が受け入れられるのかという、CDR に対する信頼みたいなものが非常に重要なのではないかなというふうに改めて思いました。

そういった意味では CDR の説明をするということはもちろん不可欠ですし、さらに CDR

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「CDR（Child Death Review ：こどもの死亡検証）の制度のあり方に関する検討会 」（https://www.cfa.go.jp/councils/cdr-seidonoarikata/b438d238）からご覧いただけます。

というのは具体的にどういうことで、それをやることで地域、社会、国がこれだけ動いているんだよというようなことを見せていくということが、理解を得るという上で非常に重要なことになるのではないかと思っておりまして、今、CDR のホームページなんかもありますけれども、それは具体的に CDR で検証をした結果、こういうふうに変わりましたというよりは、どちらかというと、いろいろこういう事故とかが起こりやすいので気をつけましょうという安全啓発の趣旨が比較的強くなっているので、もっと CDR モデル事業を通じて、こういう取組がいろいろな自治体で始まっていますとか、そういうような情報をたくさんまとめて出していくというのが国民の理解を得るという上で非常に重要なのかなと思いました。

あと、２つ目ですけれども、検証に使える情報と公開をできる情報というのをきちんと分ける、区別をするということが必要かなと思いました。検証をするためには非常に重要な機微な情報なんかがないと検証できないところも多々あると思うんですけれども、一方でそれらをどこまで公開してよいのかというところに非常に大きな課題があると思いますので、公開できる情報のルールというのがあると、こういう情報は外には出ませんというようなことで、現場でも御説明なんかがよりしやすくなるのではないかなと思いました。以上です。

○山縣座長　はい、ありがとうございます。説明も遺族からもタイミングという話もありましたし、そういうことを含めて配慮かなと思いました。

ほかにはいかがでしょうか。はい、では岡田構成員、お願いします。

○岡田構成員　三重県の岡田です。同意のところについてなんですが、本県もモデル事業を実施する中で、提言の中でも、また、構成員の意見の中でも、御遺族の同意を、確認を経ずに検証を進められる仕組みというのをぜひ作っていただきたいという御意見が多くあります。

というのも、やはり同意となりますと、いただいた事例だけの検証になりますと、検証にある程度協力的な事例の結果にどうしてもなってしまいますし、複雑な背景を持たれているケースでなかなか同意が得られにくいというところのものの中にも検証していくべきところ、予防策というところは入っていると思いますし、そこが見過ごされることのないようにということで、仕組みとしてはそのようにしていただきたいなと思っております。

御遺族の個々の御判断に委ねるというよりは、こどもの死に向き合うということで社会全体でやっていくという意味では、御遺族の判断ではなくて、そういう制度として、仕組

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「CDR（Child Death Review ：こどもの死亡検証）の制度のあり方に関する検討会 」（https://www.cfa.go.jp/councils/cdr-seidonoarikata/b438d238）からご覧いただけます。

みとして検証していきます、日本全体で見ていく制度になっていますというほうが御理解もいただきやすいかなというふうに思います。

もちろん御遺族への丁寧な説明というところ、そして後で話もあると思うんですけれど、グリーフ等の連携というところも含めて、同意を得ることなく検証できるような法体制なり制度設計ということを、できたらお願いしたいなと思った次第です。

○山縣座長　はい、ありがとうございます。ではお願いします。

○遠藤構成員　学校現場の立場からしますと、昨年の 12 月に文科省のほうで児童生徒の自殺が起きたときの背景調査が、新しく名称が変わって出されておりますし、あとは学校事故対応に関する指針も令和６年の３月に改定されていて、いろいろな検証のあり方、それから保護者へのきちんとした説明責任等々ありますので、次回の会議でもその辺の交通整理が必要というふうに思っております。

学校で事故、それが万が一、亡くなったというところがあった場合については、学校としても、設置者としても真摯に向き合う必要があるかなというふうに思っているので、そのときの情報提供のあり方とか、関係機関との連携についてしっかりと一定の流れができるといいかなと思っておりますので、次回の検討材料にしていただきたいと思っています。以上です。

○山縣座長　はい、ありがとうございます。遠藤構成員からでした。

では木下構成員、どうぞ。

○木下構成員　すみません、一言だけ。今の御意見をお聞きしながら、確かにモデル事業でやっている地域の結果というのは、そんなに個別のケースを掘り下げて個人情報に触れるような内容というのはほとんどなくて、もっとこんな制度を作ったらいいよとか、こういうキャンペーンをしてみようみたいな、もうちょっと引きで見たような結果なんですね。

なので今お聞きしながら、確かに虐待死亡事例検証であったり、いじめの検証というのはちょっと個にフォーカスが当たると思うんですけれど、確かにそれになるとどの情報を出すか出さないかとすごく整理が要ると思うんですけれども、CDR は今のモデル事業に関してはそうじゃないというものがあるので、これは次回の議論かもしれませんけれど、なので、どういう公表の仕方をするのかとか、どういう粒度で出すのかというのは、この会議で決めていく必要があるかなと思います。

○山縣座長　重要な御指摘だと思います。まさにそういうことで、こういった結果というのをどういうふうに共有する、その仕方、誰と共有するのかということだというふうに思

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「CDR（Child Death Review ：こどもの死亡検証）の制度のあり方に関する検討会 」（https://www.cfa.go.jp/councils/cdr-seidonoarikata/b438d238）からご覧いただけます。

いますので、それについてはまた次回と思います。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。では切手構成員、お願いします。

○切手構成員　はい、切手でございます。私、全国衛生部長会のほうから参加しておりますが、滋賀県として今日参加しております滋賀医科大学の一杉教授とともに、県としてチャイルド・デス・レビュー・モデル事業で関わっております。

前回もちょっと発言させていただきましたが、滋賀県においてはいろいろなプロセスを踏みまして、現在、外因死だけではなくて内因死も一緒に取り上げてきているところでございます。それは最初から内因死までやろうと言っていたわけではなくて、いわゆる説明をすることであったり、この後出てきますグリーフケアの必要性を高めていくためにも、病気で亡くなった方とか、そういった方も同じように亡くなられた方の御家族にとっては不幸であったり、いろいろなことがあるというところに進んできたというところがございます。

その中で同意の問題については私たちの県においてもいろいろな議論がありました。今日、御説明がありましたけれども、私たちは同意が不要だと、例えば法律の中で同意しなくても進めることができる、それはそうできたほうがスムーズかもしれません。ただし、御家族にとっては何のためにこういったことを議論するのかという御説明であったり、先ほど議論が出ましたように、CDR そのものがどういうものなのかということの説明というのは不可欠であるのかなというふうに思ってございます。

もう１つ、同意の説明といいますか、御説明する中で、いや、そういうのは出しては困りますという不同意を強調される方、ここは一定、自分の方向性を出す方がいらっしゃると思います。それから同意する方向の方については、ぜひこれをいろいろなことに生かしてくださいという積極的な同意と、この制度は分かりましたと。その中でもいろいろな家族の心情とか、そういったところもあって、今日、説明がありましたように、何か消極的といいますか、私たちの気持ちを逆なでするというか、出すのを、そこはちょっと控えてくださいという、いろいろな思いがあって、同意の中でもレベルがいろいろあるのかなというふうに感じているところです。

そこが、実際、症例を重ねていく中で難しいところです。いわゆる三角といいますか、同意の中でもそういったところの方々の意見をどのように私たちは検証に生かしていくか、ここに、今、苦労しているというところかなというふうに思ってございます。以上です。

○山縣座長　ありがとうございます。CDR を理解していただくことに関しては必要で、そ

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「CDR（Child Death Review ：こどもの死亡検証）の制度のあり方に関する検討会 」（https://www.cfa.go.jp/councils/cdr-seidonoarikata/b438d238）からご覧いただけます。

れと個人情報の取得に関しての同意ということには、ちゃんと整理をしながらということだと思いますし、同意に関しても、先ほど必要な情報かどうかというのは重要だということにもつながるのかと思いました。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

今、同意に関して最初に御説明いただいた御遺族からに関しても、様々な思いがありながらも、基本的にはそういう情報を生かしてほしいという御意見が多かったというふうな御説明だったというふうに思いますし、この中でも何が必要で、不必要なものは何かということを整理しながら、そういったようなものをきちんと収集しながら、次に進めていくというための同意のあり方というのを考える必要があるという、そういうことだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

ほかには。では藤田構成員。

○藤田構成員　１点だけ、すみません。先ほど、切手先生かな、から三角の同意という話がありましたが、同意を求められて、同意もできないけれども反対もしないみたいな方がいらっしゃると思うんです。それを黙示の同意と捉えるかどうかという問題もあると思うんですが、我々、このグリーフケアを大事にして、御遺族の気持ちを大事にする我々としては、それをあまり軽々にこちらの意思で、はい、それは同意と見なしますみたいな、御遺族のお気持ちを曲げてどちらかに寄せるようなことをあまりしないでもいいような制度にできたらいいのではないかなというふうに思っています。

なので、結論めいたことを申し上げるつもりはないんですけれども、この議論の中でそういうことをしないで済むように、御遺族にあまり負担を、決断する負担とか、勝手に我々が判断されちゃう負担とかをかけることなく判断できるために、１つ新しい制度が、同意がなくても情報を使える制度があるといいなというふうに思っている次第です。

○山縣座長　ありがとうございます。同意を基本的に、ある意味、勝手に同意だと思わないような制度、つまりそれはまさに同意なしでこういった情報を入手しながら、必要な形で使えるという、そういうことのように伺いました。

では河村構成員から。

○河村構成員　スライドの２に、現在の CDR モデル事業における CDR の手続の流れがあげられています。これが必ずしもということではないと思いますが、課題があるかなと思った点は、医療機関から遺族に、「CDR の趣旨について説明し、同意を求める」という箇所がございます。グリーフケア、後で出てきますけれども、それと関連して（医療機関ではな

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「CDR（Child Death Review ：こどもの死亡検証）の制度のあり方に関する検討会 」（https://www.cfa.go.jp/councils/cdr-seidonoarikata/b438d238）からご覧いただけます。

く）事務局側がCDRの同意に関しては丁寧な説明をするという形での流れのほうが望ましいのではないかと思います。以上です。

○山縣座長　御意見ありがとうございます。ほかに。では一杉構成員、お願いします。

○一杉構成員　はい、滋賀県の一杉でございます。一例を出させていただくんですけれども、昨年、滋賀県では６人のお子さんが自殺で亡くなられています。６人のうち３人の御家族は CDR、先ほど切手構成員がおっしゃったように、意向確認を全例やっていますけれども、３人の御家族は御同意くださいました。残りお一方は先ほどおっしゃったイエスもノーも返していただけない。お二方はノーでした。結果的に６例中３例が検証できたということになるんですけれども、日本としてそれでいいかと。自殺例で同意がいただける例しか検証できないということがいいかということが一方と、それから私もちょっと、今、自分なりにまだ結論が出ていないんですけれど、もう一方では自殺の多くは家庭内に問題がある例が多いので、そういうことを議論されたくはないという御家族のお気持ちもあります。ですから、それを無視してやっていいかというところも、私自身は、今、悩んでいるところです。

　ですから、今現在、滋賀県では同意が得られた事例のみ詳細検証をやっているというところでございます。

○山縣座長　ありがとうございます。現場のなかなか悩ましいところだと思います。

　オンラインで参加の構成員の方からも一言ずつ御意見をいただきたいのですが、同意に関してですが、いかがでしょうか。順番にお願いしてもよろしいでしょうか。では川松構成員、いかがでしょうか。

○川松構成員　はい、ありがとうございます。皆様のお話を伺ってとても勉強になっているんですけれども、基本的には全てのお子さんの死亡について、今後に生かしていくためには同意を求めなくても検証ができるような仕組みを作っていく必要があるかなというふうに考えておりますけれども、それに当たっては丁寧な説明をどういうふうにしていくかということが大事になってくるかなというふうに思っています。

　それで、私は児童相談所の立場ですけれども、虐待の検証についてはまた今までの議論とちょっと異なる仕組みで行われていると思いますので、それについても、次回、話題になると思われますので、また述べさせていただけたらというふうに思います。以上です。ありがとうございます。

○山縣座長　はい、ありがとうございます。では次に三平構成員、いかがでしょうか。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「CDR（Child Death Review ：こどもの死亡検証）の制度のあり方に関する検討会 」（https://www.cfa.go.jp/councils/cdr-seidonoarikata/b438d238）からご覧いただけます。

○三平構成員　よろしくお願いいたします。日本小児科医会から参加させてもらっております三平と申します。よろしくお願いいたします。

同意の必要性に関しましては、今、構成員の御意見、そして事務局の資料をいただいて非常に勉強になったところでございます。私自身も何がいいのかというのはなかなか意見を作るのは難しいんですけれども、１つの考え方としては、まだCDR事業、これからなので、段階的に同意をどうするかというのを設定していくというのも１つのやり方かと思いました。

最初の段階としては、まずは同意を得るのを前提として事業を開始してみて、それで、ある程度検証という流れを作っていって､そこで国民の考え方というのを参考にしながら、次のステップとして、いや、もう同意関係なしに検証を進めたほうがいいのではないかという世の中の国民世論というのも鑑みながら、事業の設計をまた繰り返していくという、そういう段階的に同意の必要性を検討していくというやり方もありかなというふうには思いました。

あと、私、遺族支援というほうのもう１つのテーマでまた意見したいと思いますので、またそちらのほうでも同意に関しても述べたいと思います。よろしくお願いします。

○山縣座長　はい、ありがとうございます。では山中構成員、お願いいたします。

○山中構成員　はい、山中です。よろしくお願いいたします。いろいろ構成員の御意見を伺って、私自身としては原則として同意なしで進められるように、法律をきちっと規定していただく必要があるのではないかと考えております。いろいろな意見があると思いますが、法律で規定していただかないと先に進まないのではないか。４、５年前からモデル事業も行われていますけれども、なかなか進まない１つの理由は、その裏づけがないためだと思いますので、個人情報に関しては同意なしでも進められるということを、原則、法律で決めることが必要ではないかと私は考えております。以上です。

○山縣座長　ありがとうございます。

同意に関してはこのあたりにしたいと思いますが、様々な御意見があると思います。基本的には必要な情報を、御本人に負担なく情報収集できるような形というのが重要であるということと、現行法でそれができるのか、それとも何か法整備が新たに必要なのかということに関しまして、改めて事務局から検討いただいてということになろうかというふうに思いました。ありがとうございます。

では後半、グリーフケアに関しても、これまで御遺族からも、そのあり方等についての

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「CDR（Child Death Review ：こどもの死亡検証）の制度のあり方に関する検討会 」（https://www.cfa.go.jp/councils/cdr-seidonoarikata/b438d238）からご覧いただけます。

御意見を伺っておりますし、それから参考の御意見として、こういうふうに自治体ではとか、CDR の事業の中ではやっているというふうな御意見がありましたが、グリーフケアにつきまして御意見をいただければと思います。

はい、では河村構成員、お願いします。

○河村構成員　はい。CDR の調査開始時、いわゆる情報収集時に、グリーフケアの必要性があるなしに関わらず、やはり事務局が先ほどの CDR の丁寧な説明と同時に、このグリーフケアについて行うべきだということを前提としてお話しさせていただきます。

あと、遺族のみが対象ではなく、この論点には遺族というふうに書いてありますけれども、学校事故であれば、当然、残された児童に対してもそのグリーフケアが対象になる場合があるということを想定しなければならないと思います。

グリーフケアについては、CDR それ自体の目的とは異なりますので、CDR とは別の制度とはいえ、並行して進めていくべきだというのが私の意見でございます。

スライド 15 の C 氏の発言にもございましたけれども、どのようなサポートがあればよいというのは１つではないという意見がありました。それから、もう１つ、やはり犯罪被害者支援と同じように、自治体がワンストップでそのグリーフケア、いろいろなものがあるわけですけれども、サポートがあるわけですけれども、それをつなげる窓口を設けるべきだというふうに思います。

スライド 28 の御意見にもありましたけれども、群馬県の児童福祉課さんの中で取り上げられていますが、亡くなった人の年齢や亡くなった原因などいろいろあるけれど、一律に対応する窓口の不存在が課題であるとされます。犯罪被害者支援と同じようにワンストップ窓口を設けて、さらに行政主体ということで、市町村の中でグリーフに対応できる人を設置する体制を整えるため、国がそうしてもらえるとありがたいということですので、これも犯罪被害者支援と同じような形で、自治体に頼るというわけではなく、法律を作ったときに国がグリーフをケアするという形での、自治体に対する何かの文言を取り入れて記載していくべきではないかなというふうに思いました。以上です。

○山縣座長　はい、ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

では渡辺構成員、お願いします。

○渡辺構成員　医師会の渡辺でございます。グリーフケアを、今、一緒に考えたらどうかという御意見もあったと思うんですけれど、CDR 事業ということ自体がまだ国民に周知されない中で、グリーフケアも含めて一緒に進めるというのは、確かにいいかもしれません

けれど、なかなか形にするにはハードルが高すぎるのではないかと思うんです。

まず、CDR 事業を円滑にすることと、先ほどいろいろ御意見あったと思うんですけれど、CDR というのは基本的に対象を全例にするのか、合意が取れたものだけにするのかによって意味が違ってくると思いまして、そうするとグリーフケアというのは誰にするのかと。CDR を受けた方だけが受けるのか、そうではなくて全例にするかという議論を、今回、一緒にするには無理があるのではないかなと思いますので、大事なことですからここで議論することはいいと思うんですけれど、CDR 事業の中に含めた形で、CDR を実施された方にグリーフケアをするのか、そうではなくて全く違う形でこどもの死亡に対してグリーフケアをするかというのは、分けて考えないとなかなかまとまらないのではないかなというふうに思います。以上です。

○山中構成員　ありがとうございます。今回の場合は CDR の対象者が基本的にそれを必要なのかどうなのかを含めての議論だと思いますが、全例の場合はそれが全数になるんだと思いますし、基本的にはそれが必ず表裏一体として一緒になっているということを前提に、この議論についてはまずは進めていただければと思います。

木下構成員、どうぞ。

○木下構成員　ありがとうございます。今の議論はきっとグリーフケアということがどんなことなのかというところの整理になってくると思うんですけれど、グリーフケアというのは精神科の専門家がケアをするというふうに考えてしまうとすごく特別なことになってしまいますが、全ての御遺族に、また、御遺族以外に、先ほど言っていただいたように、同じ教室のお友達だったり、きょうだい児だったり、近所の人だったり、みんなが悲しみを抱えているわけですので、みんなに情報を伝えるという意味でいくとセットで行っていってもいいのではないかと思います。

なので専門家がやるケアという意味ではなくて、ここの場面で、多分、議論したいのは、例えば CDR の説明をすることそのものが、まずグリーフケアの第一歩になると思うんです。今回は残念でしたねとか、しんどいですねとお声がけをしながら、きっと CDR の説明を窓口ですることになると思いますので、多分、それがグリーフケアの第一歩になると思います。

医療機関は CDR があるなしに関わらず、多くの医療機関でグリーフケアをしておりますけれども、先ほども 27 ページに、私、書いていただいていますが、やはり医療機関でできるグリーフケアと、自殺であるとか、事故で本当にもう数時間しか病院で過ごせなかった

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「CDR（Child Death Review ：こどもの死亡検証）の制度のあり方に関する検討会 」（https://www.cfa.go.jp/councils/cdr-seidonoarikata/b438d238）からご覧いただけます。

御遺族とはなかなか関係が築けなかったり、御遺族が病院に来るのもしんどいという意見もよく聞きますので、そうなると医療機関でできるグリーフケアって限られてしまう。

なので、香川県で、今、取り組んでいるのが行政の窓口でお渡しする。それは別にわざわざケアをする必要はなくて、今日一番最後につけていただいていますけれど、科研で作ったグリーフカードのようなものを、死亡届が出たときに一言、CDR の説明とともにカードをそっとお渡しするだけで、まずはグリーフケアの第一歩になると思いますので、そういう論点でお話しできるともっといいかなと思いました。

○山縣座長　ありがとうございます。グリーフケアの目的は何かということだというふうに思いました。

では三平構成員から先に、すいません、手が挙がっておりますのでお願いいたします。

○三平構成員　よろしくお願いいたします。日本小児科医会の三平と申します。提案というか、意見というか、提案なんですけれども、事務局で作成していただきました資料であったり、あるいは今も委員の先生方の御意見とも大分重複してしまうかとは思うんですけれども、こどもの死亡があったときに、当該自治体がこどもの家族の支援をするという、そういう仕組みというか、事業というものを創設するというのはどうかなというふうに思っております。

どういうものかといいますと、そのこども、お子さんの死亡があったときに、その家族が、通常ですとその家族の親族とか友人から何らかの形で支援はされているものと思うんですけれども、それを公的にも支援するという、そういう発想ではあります。

その公的な支援の内容やあり方については、今後、検討を深めていくとよいと思うんですけれども、例えば家族構成員の身体的、精神的、社会的な状況をまず把握して、そして気持ちというものを傾聴するといったことや、既存の公的な支援の仕組みというのを紹介したり、そしてその利用のお手伝いをしたり、あるいは当該地域の支援をしてくれる、医療的な観点でサポートしてくれる医療機関であるとか、あるいは民間のグリーフケアなどを行っている支援団体などを紹介する。

そして大事なんですけれども、継続して関わって寄り添って伴走するといったことが、公的な支援の内容として考えられるのかなというふうに思います。

そういったことで、例えば保健師などの自治体職員が家族との関係性を深めることができるといいのではないかなと思います。

その関係性を深めた上で、CDR 事業のことを家族に紹介するということもあり得ますし、

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「CDR（Child Death Review ：こどもの死亡検証）の制度のあり方に関する検討会 」（https://www.cfa.go.jp/councils/cdr-seidonoarikata/b438d238）からご覧いただけます。

あるいは実際 CDR の検討会議というものが進められていく中で、その進捗をその自治体の職員が家族に説明したりとか、あるいはその時々の家族の思いというのを CDR の会議中に伝えるということも可能になるかなというふうに思ったりもしました。

ということで、新たな仕組みと言っていいのか分からないんですけれども、お子さんが亡くなったときにこどもの家族を支援するという、そういう制度というか、仕組みというのを創設するということはどうかなというふうに思いました。以上でございます。

○山縣座長　御提案ありがとうございます。では吉川構成員。

○吉川構成員　グリーフサポート、グリーフケアについてなんですけれども、まだ社会全体での理解というのがすごく低いように思います。グリーフって何ですかと聞かれることがすごく多いんです。私自身も、14 年前になりますけれども、当時、グリーフケアとかサポートと言われましても何のことだか分からない、私には必要ないというふうに思ってしまったということがありました。関係者との信頼関係というのは非常に重要で、私のこどもの慎之介の場合は刑事事件になりましたから、最初に捜査機関、担当の刑事さんがとにかくいろいろ話を聞いてくれる。説明をしてくれる。そしてこの事故と、こどもの死と公的な機関として向き合ってくれているということが私たち夫婦の大きな支えになっておりました。

ただ一方で、再発防止に向けて一緒に取り組んでほしいという思いを強く持っておりましたので、やはり CDR のような仕組みが必要だということと、同時にグリーフケアというところでは専門的なケアというのも重要だとは思うんですけれども、私たち個人個人もこのグリーフって何だろう、私たちにできることは何だろうと一人一人が思えるような社会になることがとても重要なのではないかと思っています。

こどもの事故、こどもの死に限らず、日本は災害も多いですし、多くの方が今もグリーフを抱えて生きているという社会だと思っています。その中で取り残されてしまっているような思いをしていたり、多くのそういう辛い思いをされている方がいるという、この現状の中で、この検討会も進められていると思いますので、グリーフのケアのあり方、サポートのあり方というところでは、まず CDR が周知されていくということも、これも絶対なんですけれども、同時にグリーフって何だろう、必要なサポートやケアってどういうことなんだろうということが社会の常識になっていくというか、正しく周知されていくことを、これは国主導でぜひ行っていただきたいなと思いました。以上です。

○山縣座長　はい、貴重な御意見、ありがとうございます。では沼口構成員、お願いしま

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「CDR（Child Death Review ：こどもの死亡検証）の制度のあり方に関する検討会 」（https://www.cfa.go.jp/councils/cdr-seidonoarikata/b438d238）からご覧いただけます。

す。

○沼口構成員　ありがとうございます。沼口でございます。グリーフケアというと、先ほど木下構成員もおっしゃったとおり、医療機関に来た方に対して医療機関の中でその人に対応するということがボランティアワークで、今、ほとんどされている場合もあるかとは思いますが、病院にたどり着くことができない人たち、潜在的にそういうニーズがある人たちというのは必ず一定程度いるのではないかなというふうに思ってございまして、そういうところにちゃんとアウトリーチするような仕組みというのも必要で、先ほどどなたかの御遺族の御意見の中で、例えば１年たったら何かそっと手紙があるといいなみたいな、そういうちゃんとアウトリーチしてフォローできるような仕組みというのは必須なんだろうなと思いまして、このあたり、先ほど三平構成員がおっしゃった内容とかなり被りますが、そういうことのできる仕組み、来た人だけに対応する仕組みにとどまってはいけないということは強く思っております。ありがとうございます。

○山縣座長　はい、本当にそういうことなんだろうというふうに思います。ありがとうございます。

　では一杉構成員、お願いします。

○一杉構成員　はい。滋賀県でも大分前からやっているんですけれども、病院関係なく、外因死で家族を亡くされた方に対する心のケアのワンストップの窓口というのをやっています。ですから、病院にたどり着くたどり着かないに関係なく滋賀県はやれています。

　それからもう１つ、去年から、CDR のときにグリーフケアをやられましたかというのを担当医に全部確認するようにしています。そうすると全くグリーフケアをされていないという例はほとんどないです。ほぼ全例、何らかの形でグリーフケアがされている。それで例えば市町では、流産、それから死産の御家族に対するケアも市町の保健師さんや助産師さんがやる。

　それから一方で、先ほどの外因死の窓口もある。

　それからまた、自死遺族の会もある。

　ですから何らかの形で、こどもに限らず、大人でもグリーフケアというのを受ける受け皿はいろいろなところにあるんだけれど、ただ、そこに先ほどおっしゃられたようにたどり着かない。だから、今、滋賀県ではどうしたら全ての御遺族がたどり着けるようにするかということを検討しています。

　ですから、決してやられていないわけではないのではないかなと思います。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「CDR（Child Death Review ：こどもの死亡検証）の制度のあり方に関する検討会 」（https://www.cfa.go.jp/councils/cdr-seidonoarikata/b438d238）からご覧いただけます。

○山縣座長　ありがとうございます。恐らく学校なんかでも、多分、そういうことがあったときに対応されていると思いますし、産業保健の現場でも、職場で何かあったときには同僚等に対する心のケアというのをされているというふうに思います。

　では先に、今村構成員、お願いします。

○今村構成員　グリーフケアをやっていくことは賛成なんですけれども、やれる範囲というのもかなり限定がかかるのかなと思いました。

　私、学校保健に深く関与してきましたので、実際、いじめの現場で原因究明とかやっていくと、グリーフケアって生きているこどもたちへのケアが大きくなっていくんですね。当然、加害者もいるという中で、この人たちのグリーフケアというか、守っていこうとすると亡くなった方に対して冷たい対応になるという矛盾した構造があって、それがあると学校への不信感になってしまって、教育委員会の調査委員会などにも協力してもらえないというような、そんな事態も起こってまいります。

　ただ、それは何が正しいかということではないとは思うんですけれども、現実、どちら側の立場に立ってCDRやっていくかということと、グリーフケアをどの立場の人にアプローチするかによって随分対応が、現実、変わってきていると思います。ですので、刑事事件のように犯罪を追及するという話ではないと思いますので、再発防止ということを考えていくと、どうしても難しいところが出てくると思います。特に周辺へのグリーフケアと、本人の御家族へのグリーフケアというのは両立し得ないこともあるということをちょっと情報として聞いていただければと思います。以上です。

○山縣座長　はい、ありがとうございます。では木下構成員、どうぞ。

○木下構成員　すみません、コメントなんですけれど、三平構成員がさっきおっしゃっていた、その仕組みを作っていくというのはすごく大事だなと思いながら聞いていて、今の御意見をお聞きして、例えば学校だけでグリーフケアを抱えるとか、病院もそうですけれども、そこの１個の機関だけで抱えるというのは到底難しいというのが分かってきていると思いますので、NPOとかで結構熱心にされているところもありますが、そこもきちんとしてくださるところなのかどうなのかというのは整理が要るのかなと。

　なので、きちっとした仕組みを作りながら、でもいろいろな今あるものを整理するということも同時に必要なのかなと思います。

　それで香川のCDRのモデル事業で、最近、グリーフケアを何年かずっと続けて取り上げているんですけれど、警察の方とか消防の方とか、学校の教育委員会ももちろん入ってい

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「CDR（Child Death Review ：こどもの死亡検証）の制度のあり方に関する検討会 」（https://www.cfa.go.jp/councils/cdr-seidonoarikata/b438d238）からご覧いただけます。

ますので、グリーフカードをお渡しすると皆さんしっかり持って帰ってくださるんです。警察の方が解剖の説明をするときにそのカードを使っていただいたりとか、学校でも遺族だけでなくて、お友達とか担当の先生とかもやっぱりしんどい方もいらっしゃるので、このカードをちょっとお渡ししてみますというような御意見もありましたので、そういう広い意味でのグリーフケアというのも考えていく必要があるかなと思いました。

○山縣座長　はい、ありがとうございます。ほかには、このグリーフケアに関して。はい、では切手構成員、お願いします。

○切手構成員　はい。滋賀県でもグリーフケアについては、先ほど一杉構成員からもありましたけれども、昔からしております。

ただ、私の印象ですけれども、グリーフケアに力を入れるようになってから、全症例できるだけ関わるようにしているんですけれども、グリーフケアをしっかりやるようになってから、最初の議論にありましたけれども、御説明のときの段階、あるいは同意を得るとか、そういうときのステップが、より関わりやすくなったように感じております。

別にそれはグリーフケアをするということで同意を取りにいくと、そういうことをしているわけではないんですけれども、御説明する中で丁寧に御家族に寄り添うという姿勢がいろいろな立場からできてきているのではないかなというふうに想像してございます。

加えて、今、本県でのCDRのモデル事業の中では、ワーキンググループという小さいグループを作っておりまして､その中でもグリーフケアについて考える会を設けております。そのメンバーにはグリーフケアに詳しい方であったりとか、自殺の関係の専門の先生だったりとか、そういった方、あるいは各医療機関の先生方とか、市町の方とか、そういった形で入っていただいております。

そういったところも本県としては前に進めまして、今度、２月11日に県の中でもそういったCDRのシンポジウムというのを２回目で行いますけれども、そこでもそういったグリーフケアの関わり方とか、そういった話ができるように進めているところでございます。以上です。

○山縣座長　ありがとうございます。はい、では藤田構成員、お願いします。

○藤田構成員　はい、藤田です。どこまでグリーフケアというものを推し進めていくかという問題はあるものの、そもそもCDRそれ自体がグリーフケアだという観点もあると思うんです。CDRの模擬とか、実際のCDRに関わっていくと、議論の中で、この御兄弟、心配だよねと。なので、この御兄弟についてグリーフケアが適切に行われているかどうか、今

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「CDR（Child Death Review ：こどもの死亡検証）の制度のあり方に関する検討会 」（https://www.cfa.go.jp/councils/cdr-seidonoarikata/b438d238）からご覧いただけます。

後調査してみますみたいな言葉が出ることが非常に多いんです。

なので、CDR それ自体にグリーフケアの観点を強く持ち込むということは最低限できるのではないかなというふうに思いました。

○山縣座長　はい、ありがとうございます。ほかには、グリーフケアに関してまだ御発言いただいていない構成員からも、何かありましたらお願いしたいと思います。オンラインで参加の構成員の方、川松構成員から何かまずありますでしょうか。

○川松構成員　特段ございません。ありがとうございます。

○山縣座長　ありがとうございます。山中構成員、いかがでしょうか。

○山中構成員　ありがとうございます。あまり限局せずに、死後の周りの人たちのサポートという意味で、広い意味で取り上げていただければいいと思いますし、現実には、実際に行っていらっしゃるということがよく分かりましたので、特に制度を作らなくてもこのまま進んでいけるのではないかと思いました。以上です。

○山縣座長　ありがとうございます。先ほど今村構成員からも、学校でいろいろな問題があるということでしたけれど、遠藤構成員から何かそういう学校の中でのグリーフケアでの課題だとか、そういったようなことがもしあればお願いしたいと思います。

○遠藤構成員　はい。現在は、例えば自殺であったり、大きな事故等があったときに、設置者等が中心となってスクールカウンセラーであったりの人的な派遣等はありますし、あとは、先ほどの学校事故対応に関する指針の中でも兄弟関係であったり、級友、部活動の関係の様々なこどもたち、また、保護者へも配慮した関わりというふうなところもしっかり見ていきましょう、関わっていきましょうというふうにしているところなので、そういったところがどの学校でも事故等が起きたときに、きちんとやれる体制が必要かなというふうに思っています。

あとは、学校事故、いじめで特殊な部分があるかもしれないですけれども、遺族と行政側がうまく関係が保てなかったりというふうなこともあるので、そういったところにうまく関わっていただける中立な立場というか、そういった方の存在というのも必要というふうなことは思います。

○山縣座長　非常に重要な御指摘だと思います。ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。では先に吉川構成員。

○吉川構成員　学校現場でのグリーフというところで、私の場合は保育、幼稚園、学校事故の遺族という立場から申し上げたいんですけれども、生きているこどもたちの中には事

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「CDR（Child Death Review ：こどもの死亡検証）の制度のあり方に関する検討会 」（https://www.cfa.go.jp/councils/cdr-seidonoarikata/b438d238）からご覧いただけます。

故やいじめなどが原因で、友達が亡くなる、自殺などで亡くなるという経験をしたこどもたちがいます。私の場合ですと、当時５、６歳だったこどもたちが小学校に上がって何年かしたときに、事故当時のことを急に思い出して、保護者さんにいろいろな話をするというようなことが少なくありませんでした。そうしたときに私たち保護者や周囲の大人がどう対応するかということも、実は事故直後から話し合ってまいりました。

そうしたときに相談する先というのは当時なかったものですから、みんなでとにかく否定しないでこどもたちの話を聞いてあげて、受け止めようという、ただそれだけに徹したんですけれども、保育学校事故ですとどうしても先生方たちとの関係や、先ほど遺族と学校側で揉めてしまうこともあるという話がありましたが、いろいろな事情がある中で、グリーフというのは別のところで走っていくというか、サポートが必要なことだと思います。

どうしても事故後の問題課題と向き合っているときというのは、グリーフは置き去りになっていくというか、後回しになっていくと感じます。気づいたときに、これはどうしたらよいのだろうというような混乱が一人一人の中で起きるということも、私自身、経験してきましたので、社会全体で、当事者だけでなくて、地域全体というところもありますし、あるいは職場、保護者が勤めている職場などでも理解が広まっていれば、グリーフというのも特別なものではなくて、ケアやサポートというのが自然に広がっていくのではないかなと改めて思いました。

○山縣座長　ありがとうございます。重要な御指摘です。では河村構成員、どうぞ。

○河村構成員　はい。先ほどつなげるパイプ役というお話をしましたが、人権の問題に関しても当事者はどういう形でサポートするのか、サポートされるのか、それを認識することはとても難しいと思います。

そういう面では関係者に対するサポートの内容というのは、当然、中身は異なるわけですけれども、その窓口を設けておくことによって、当然、CDR がスタートすると検証において多機関検証という形で、その関係者や関係機関が、ここはこういうサポートが必要になるかもしれないねという形で議論が深掘りされていくのかなというふうに思います。窓口を作った上で、深掘りされる中身の中でサポートの内容というのもおのずから広がっていくというふうに思いますので、そういう面では先ほど私が申しました、つなげるパイプ役としての自治体の窓口、人権窓口であるとか、犯罪被害者支援窓口、どこに相談して、まずどこにつなげてもらうのか、それを作っておくことが国の自治体に対する責務としての法律化という点も含めて、重要ではないかというふうにコメントさせていただいた次第

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「CDR（Child Death Review ：こどもの死亡検証）の制度のあり方に関する検討会 」（https://www.cfa.go.jp/councils/cdr-seidonoarikata/b438d238）からご覧いただけます。

です。

○山縣座長　ありがとうございます。具体的な仕組みづくりについての御指摘だと思います。ほかはいかがでしょう。

あと５分くらいありますので、もしもございましたら。はい。では岡田構成員。

○岡田構成員　はい、三重県の岡田です。今、本県ではグリーフケアというところで、死産流産等のところについては、一定、取組というのは研修等を進めているんですが、それ以外の、本当にCDRが対象とするようなところへのグリーフケアというのはなかなか取組ができていないところでございます。

御紹介いただいているようなグリーフカードといった形で、まずはどこに相談、どこに話せるところがあるのかというところを、できたら提示できるようにということで、今、検討はさせていただいているんですが、行政が既に設置している自死の方の御遺族とか、あとは被害者支援の窓口というのはあるんですけれども、それ以外のところ、突然事故で亡くなられたときに、相談というのをどこにつないだらいいのかというのがなかなか難しいなというのが正直なところでございます。

NPOの団体さんとか、いろいろ全国でもされているところはあると思うんですけれども、我々行政としてつなぐというところが、一定、そういう、どなたかのヒアリングの中にもありましたが、リストのような形で、一定、公的な裏づけというようなものもあると、我々自治体としてもそこを御案内先の１つとして選択肢が増えてありがたいかなというのは思った次第です。

○山縣座長　はい、ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。はい、木下構成員からどうぞ。

○木下構成員　せっかく、今、グリーフカードに触れていただいたので、少しだけ補足させていただきます。

事務局のほうで、今日、グリーフカードを準備していただいているというお話をお聞きしました。内容を見ていただくと、窓口という話が、今、出てきたと思うんですけれど、地域によって窓口って違うというところもありまして、ピンクのページのところに窓口のQR コードが幾つかくっつけてはあるんですけれども、その下にメモという空白のところ、そこに各地域でグリーフケアされているNPOさんとか、医療機関の窓口とかを書くような感じで想定しております。なので、このあたりの整理も、今後、地域ごとなのか国なのかで整理できるといいなというふうには思っております。すみません、コメントでした。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「CDR（Child Death Review ：こどもの死亡検証）の制度のあり方に関する検討会 」（https://www.cfa.go.jp/councils/cdr-seidonoarikata/b438d238）からご覧いただけます。

○山縣座長　はい、どうもありがとうございます。ほかはよろしいでしょうか。

本日、最初の CDR の同意の話のときに、吉川構成員からもあったかと思いますが、そういう状況を知りたい、今は基本的には本来の目的から考えると、情報を基本的にはお返しせずに全体でということになってはいるんですが、このあたりのところで、もしもあと２、３分の中で御意見があれば、このままでいいのか、何らかの、今後、対応が必要なのかということについて御意見あればお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

では吉川構成員。

○吉川構成員　ぜひ御検討いただきたいというのが本当に強い思いであります。個人情報の開示というところの議論で、CDR にとってこの情報が必要な情報なのか、そうではないのか、というお話があったと思うんですけれども、これは、本当に個人的な意見になりますけれども、遺族に対してもここまでは説明ができる、開示ができるという、そのルールが非常に重要なんだと思っています。遺族は何でもどこまでも知りたいとどうしても思います。そこに行政の方だったり、病院の医療関係者の方がずっと対応し続ける、また、学校も幼稚園保育園もそうなんですけれども、遺族の対応をし続けるというのは、それはちょっと無理があると思っておりますので、刑事裁判などでは被害者参加制度というのがありますけれども、ルールにのっとって説明を限りなく受けて、理解を重ねて向き合っていくということが実際に行われていますので、CDR の中でも遺族が知りたいと思ったときに、説明する側、対応する側もそういった根拠があればちゃんと対応ができると思うんですね。ここまでしか説明できませんというようなことが対応として取れると思いますし、なので、説明できないということも含めて、私は説明だと思っておりますので、遺族対応というところはまたこれからも丁寧に議論していただけたらと思いますが、何があったのか知りたいという思いについては丁寧に扱っていただきたいと思います。以上です。

○山縣座長　はい、ありがとうございます。

今日、最初に御説明があった中にも、状況に応じて知ることのできる体制もということもあったかと思いますが、では藤田構成員、どうぞ。

○藤田構成員　そんな大きなことでは。確かに本当に大事なことだと思うんです。それがまさにグリーフケアの一環になるというふうに思います。

ただ、CDR の性質上、今後、次回、問題になると思うんですけれど、CDR はどちらかというと個別検証で１つのケースを深くというよりは、外観検証でいろいろな事項を俯瞰して見てということになるので、CDR 委員会が開示できる情報というのがなかなか多くはない

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「CDR（Child Death Review ：こどもの死亡検証）の制度のあり方に関する検討会 」（https://www.cfa.go.jp/councils/cdr-seidonoarikata/b438d238）からご覧いただけます。

中で、その開示できる情報とともに、どういうふうに御遺族に伝えていくかということを、CDR の特殊性と含めて検討していく必要があるのかなというふうに思いました。以上です。

○山縣座長　ありがとうございます。ほかにはこの開示に関して、今日は、多分、十分に議論はいかないと思いますが、よろしいでしょうか。

今もグリーフケアの一環だという話がありましたが、皆さん、多分、共通していらっしゃるのは、グリーフケアに関しても CDR を説明するときの前提というか、根底にあるのが、基本的に遺族の方と対するときにはグリーフケアの姿勢というのが常にあって、必要に応じてそういったようなことをやっていくという中でのこの CDR だというふうなことだというふうに思いました。

ただ、そういうときにさらに必要に応じて専門的なグリーフケアや、それからそれを必要に応じて相談できる窓口とか、そういった体制づくりといったようなことも含めて、今、あまりにそういう、先ほどの CDR もそうですし、グリーフケアそのものも、まだ国民の中で必ずしも当事者にならないと。なったとしても周知されていないようなことを、その中で苦しんでいらっしゃる方に関して、こういうふうなちゃんとサポートがあるということを示していくということだというふうに思いました。

どうもありがとうございます。

では事務局からお願いします。

○石丸推進官　すいません、１点だけ、私、発言させていただいたことの補足をできればというふうに思いますが、最初のほうで渡辺構成員のほうから CDR の目的ですとか、そういったことを含めてですけれども、国民の一般の皆様がどのぐらい認知をされているかというような御質問をいただいていたかと思うんですけれども、その際、私、こちらで、今、把握しているものがないというふうには申し上げたんですが、こちらでお出しできるものがないか、手元にはないんですけれども、お示しできるものがあるかもしれませんので、そこは事務局のほうで整理をして、また回答させていただきたいというふうに思います。

○山縣座長　お願いします。本当に重要なところで、ここで議論していることが、国民に何をやっているんだというのが分からないと一番困りますので、そこは非常に重要な点だと思います。

よろしいでしょうか。ちょうど時間になりましたのでここで締めたいと思いますが、今日は本当に構成員の皆さんから CDR 事業を着実に進めていく観点で、遺族の同意など検証を進められる仕組みづくりについて多くの御意見をいただきました。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「CDR（Child Death Review ：こどもの死亡検証）の制度のあり方に関する検討会 」（https://www.cfa.go.jp/councils/cdr-seidonoarikata/b438d238）からご覧いただけます。

他方で、御遺族のヒアリング結果でも触れましたように、御遺族への配慮、それから御理解が得られることというのは非常に重要な観点ですので、事務局におきましても引き続き今後の事業のあり方を検討することに合わせて、整理を進めていただければというふうに思います。

それでは議事はこれで終了いたします。今後の予定につきまして事務局からお願いします。

○石丸推進官　皆様、本日は非常に重要な御議論をいただきまして、大変ありがとうございました。次回の検討会の日程につきましては追って事務局より御連絡をさせていただければと思います。

閉　会

○山縣座長　それでは本日の検討会はこれで終了いたします。

皆様、長時間にわたりありがとうございました。それからオンラインで参加の構成員の皆さんもありがとうございました。では、これで終了いたします。

（了）